

令和5年第4回大仙市議会定例会会議録第2号

令和5年12月4日（月曜日）

議事日程第2号

令和5年12月4日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（23人）

1番 大山利吉	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 佐藤芳雄	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	17番 石塚 柏	18番 高橋敏英
19番 橋村 誠	21番 金谷道男	22番 後藤 健
23番 鎌田 正	24番 古谷武美	

欠席議員（1人）

20番 渡邊秀俊

遅刻議員（0人）

早退議員（1人）

17番 石塚 柏

説明のため出席した者

市長	老松博行	副市長	佐藤芳彦
副市長	今野功成	教育長	伊藤雅己
代表監査委員	武田哲也	上下水道事業管理者	舛谷祐幸
総務部長	福原勝人	企画部長	伊藤公晃
市民部長	伊藤 敬	健康福祉部長	佐々木隆幸

農 林 部 長	渡 邊 重 美	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐 々 木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 信 田 浩
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	斎 藤 秋 彦	主 幹	佐 藤 和 人
主 幹	佐 々 木 孝 子	主 任	小 山 田 竜 司

午前10時 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、20番渡邊秀俊議員であります。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。3番佐藤文子議員。

（「はい、3番、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。議員生活三十数年になりますが、トップでの一般質問は初めてでありまして、皆さんからも大変驚かれているところであります。後にも先にもトップ質問というのは、今回限りかもしれないので、力入れて質問させていただきたいと思っております。

今回の一般質問は、あきたこまちR導入と全面切り替えについてお尋ねするものであります。

この問題は、秋田県の米づくりの大転換というふうに言えるものだと思いますので、あえて門外漢の私佐藤が、この問題に取り組んでまいりました。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、秋田県からの情報提供等についてお尋ねいたします。

秋田県は、コシヒカりに重イオンビームという放射線を当てて突然変異を起こし、カドミウムをほとんど吸収しない「コシヒカリ環1号」と、あきたこまちを掛け合わせてカドミウム低吸収米「あきたこまちR」を開発しました。

令和4年度は奨励品種採用、令和5年度は品種登録、令和6年度は種子生産、令和7年度は一般作付を全面あきたこまちRに切り替えるとのことであります。

農水省は、2018年に、今後、低カドミウム米を日本の主要な品種にしていこうとする方針を決定しておりますが、秋田県は既に2017年度からあきたこまちRの玄米カドミウム濃度調査のための県内8カ所での現地ほ場栽培など、低カドミウム米あきたこまちRの導入と全面切り替えに向けて準備を進めてきているようであります。

ホームページ、9月20日の美の国秋田でも「どこよりも早くカドミウム低吸収性品種を導入し切り替えることで、国内外の消費者にこれまで以上の安全な米を安定的に供給し、食料供給基地としての使命をしっかりと果たしてまいります。」と述べております。

このように秋田県は政府方針を忠実に、いち早く取り組んでおりますが、あきたこまちRの導入と全面切り替えを決定する前に、生産者や消費者、事業者をはじめ、県民への情報提供と議論の場があつて然るべきだと思うのでありますが、この間それがほとんどなかったと言えるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。秋田県から市に対して、あきたこまちR導入と全面切り替えに関する情報提供と意見聴取はあつたものか。あつたとすれば、いつ、どのような内容で、どうお答えしたものかお知らせいただきたいと思います。

二つ目に、マンガン吸収抑制の影響についてお尋ねいたします。

あきたこまちRは、カドミウム吸収を著しく低下させると同時に、植物や人の成長に欠かせない微量ミネラルのマンガンの吸収も抑制するとされております。

あきたこまちRの元親でありますコシヒカリ環1号の茎葉部のマンガン濃度は、コシヒカリの3分の1程度となっております。

マンガンは、植物では炭水化物や有機酸、窒素などの代謝に関わる酵素に含まれる微量要素で、葉緑素のほかビタミン類の生成や光合成を行う時の二酸化炭素を固定するのに必要不可欠なミネラルであります。これが不足しますと、葉緑素の生成が妨げられるということでもあります。

また、人体では成人の体内には10ミリグラムから20ミリグラムが存在し、そのうちの25パーセントは骨に存在し、残りが体内各臓器・組織に存在し、体内の様々な代謝で重要な酵素を活性化させます。マンガンが不足しますと、血糖値を高め、血中脂肪酸を増加させ、骨などの発育不全、傷の治りが遅い、性器機能の低下など、様々な症状が現れることがあるといわれております。

秋田県では、あきたこまちRのマンガンについては、美の国あきたネットによりますと、「あきたこまちRって何？」という、その一問一答集で、こう答えています。地力が落ちる秋落ちが認められる一部の水田では、ごま葉枯れ病が発生する場合があるので注意が必要としながらも、米ができるということは必要な量のマンガンは十分できている証拠。だから全部のほ場にマンガンを入れないといけないわけではないよと述べています。

あきたこまちの3分の1程度のマンガン吸収となるあきたこまちRの生産では、ごま葉枯れ病の発生を心配しながら、マンガン濃度測定やマンガン資材の投入、このマンガン資材がかなり高いのであります。20キロで4,980円から6,180円などで、1反歩当たり100キロも投入する、それで初めてコシヒカリ並のマンガン量になっているというふうな報告もあります。これらは、農家に新たな負担が出てくるというふうになります。

また、マンガン不足による人体の影響については、こう述べています。マンガンは、人間にとって必須の栄養素としながらも、米だけでなく野菜やお茶、植物性の様々な食物から摂取しているから、バランスよく食事していればマンガン欠乏になることはないよと述べています。

日本人の1日のマンガン必要量は、男性が4.0ミリグラム、女性が3.5ミリグラムと言われます。18歳以上の人の1日の摂取エネルギーのうち、平均553キロカロリー、これはご飯茶碗に軽く盛って3杯半です。このご飯を摂取しております。ご飯100グラム、160キロカロリーですが、これには0.35ミリグラムのマンガンを含みます。この計算でいきますと、1日に食べるご飯の量に含まれるマンガンの量は約1.21ミリグラムであり、1日の必要マンガン摂取量の約3割以上となります。ですから、米から摂取するマンガン量は、決して少なくないのであります。したがって、マンガン量が3分の1になるあきたこまちRを毎日主食として食べ続けることによって、マンガン不足による様々な代謝機能の低下症や生殖機能の低下、骨の発育不全などの問

題が出てこないかなどの心配が当然出てくるものと思われま

さて、コシヒカリ環1号を開発した農研機構では、マンガン吸収抑制によるごま葉枯れ病の発生を問題として捉え、重イオンビーム照射による突然変異育種法と遺伝子解析法を組み合わせることによって、マンガン不足を回避しつつカドミウム吸収量を減らす新たな水稻品種を開発したと報告されています。

カドミウム濃度とマンガン濃度について実験も行った結果について、この2022年、昨年12月にこのことが情報公開されております。マンガン不足という問題を重視して、コシヒカリ環1号を作った農研機構でさえ、新たな開発をしたのであります。

そこで伺います。

一つは、このような状況から、マンガン吸収が抑制されたあきたこまちRは、農家にとっては従来のこまちの品質を保つ米づくりができるのか、消費者にとっては、おいしく安心して食べ続けられるお米なのか、総じて安心・安全性において疑問が深まるばかりであり、問題点があると思われま

二つ目には、大仙市小・中学校で実施している学校給食で提供される米飯は、地元産あきたこまちと伺っております。全面切り替えが行われたら、子どもたちはこのあきたこまちRのご飯を食べることになりますが、自信を持って提供することができるというふうに考えておられるかどうか伺います。

三つ目には、あきたこま

秋田県は、あきたこまちRが7回にわたる交配を重ねたことで、放射線育種ではないこと、また、99.6パーセントがあきたこま

消費者の多くは、食品の買い出しでは、産地や価格ばかりではなく、添加物や遺伝子組み換えかどうか、消費期限など安全性も注視しながら選んでおります。米は粘りや甘みなどの好みも含めて、おいし

ちなみに、2020年産米のお米のおいしさランキングでは、あきたこまちは300品種ともいわれる中の15位、冷めておいしい米ではコシヒカリに次いで第5位に選ばれており、おいしさの点でも、そして、これがやっぱり売れ筋ナンバーワンのあきたこまちというふうな状況なのではないでしょうか。

そこで伺います。

あきたこまちRの食味は、従来のこまちと同等としておりますが、その味が将来とも続く保証は私はないと思います。なぜなら、マンガンの役割から考えて、吸収が抑制されれば、タンパク質や炭水化物等の生成に影響を及ぼし、味にも変化をもたらすと考えられることからです。これではあきたこま치의ブランドを下げてしまうのではないかと私は心配しています。

また、秋田で作るあきたこまちは、R米であることは、もう既に全国に知れ渡っているところであります。表示を「あきたこまち」としたとしても、流通に大きな影響を及ぼすと考えられます。これらに対する見解を伺います。

四つ目に、最後ですが、あきたこまちRの導入と全面切り替え中止を求める立場で質問いたします。

秋田県は、カドミウムの高い地帯ばかりでなく、問題ないほ場にもあきたこまちRの作付けを押し付ける全面切り替え方針を決定しました。関係者からは、問題のない地域では従来のあきたこまちは作付けができるようにしてもらいたいとの強い声が上がっており、当然であります。

全国の高カドミウム地帯は、全農地の3パーセント程度と言われております。その対策は、2011年度からは県の事業となり、客土や汚染米の買い上げ、焼却処分、さらには出穂期前後各3週間の湛水管理とのかんことをやってきてはおりますが、これらに対する国からの補助は大変少なくなっているというふうなこともあります。

そもそもカドミウム対策は、鉱山開発を進めた財閥や後押ししてきた国の責任でしっかり対処していただかなければならないものだと私は考えます。多額のコストを要する事業になっていることから、随分前からこのカドミウム低吸収米の研究を進めてきたようではあります。

こうした中で、がんの治療にも使われている重イオンビーム照射によって作り出したカドミウム低吸収遺伝子を持つコシヒカリ環1号の登場で、国と県は関係者の意向を聞くことなく、カドミウム低吸収米の開発に前のめりになっているとしか私は思えません。

秋田県がこまちRへの全面切り替えを決定した一番の理由は、風評被害防止のためと見られますけれども、汚染していない地帯で作った米もこまちR米であることが分かれば、風評被害どころかばく大な実質被害を受ける可能性があります。

そこで要望いたします。

まず、全面切り替えはやめること。そして、汚染地帯にはカドミウム吸収米を栽培し、

ほ場カドミウムの漸減化を図り、農家にはほ場借入金の保証。そして導入によりほ場のカドミウムはなくなるわけではありません。こまちR作付けによって農家の負担増や風評被害とともに流通・販売における実害をかえって招く危険があり、こうしたことから、あきたこまちR導入自体もやめるべきだと思っております。その点で、ぜひともこのこまちR導入と全面切り替えの中止を求めていきたいと思っておりますが、これに対する見解を伺います。

まず1回目の質問を終わります。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の「あきたこまちR導入と全面切り替え」に関する質問につきましては、農林部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 渡邊農林部長。

○農林部長（渡邊重美） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、県からの情報提供、あるいは意見聴取につきましては、本年8月25日に開催されました全県の説明会に担当課長が出席いたしまして、令和7年からあきたこまちRへ全面切り替えとなることの説明を受けております。

また、9月19日には、県の農林政策課長等が来庁いたしまして、直接説明を受け、市として承知した旨を伝えるとともに、県に対しましては、生産者、消費者への周知の徹底をお願いしたところでございます。

次に、マンガン吸収抑制の影響につきましては、議員ご指摘のとおり、マンガンは子どもの発育、成長に当たり必須の栄養素であり、あきたこまちRへ切り替わることで米からの摂取量が3分の1になるとされております。

しかしながら、県では科学的見地や学識経験者の意見として、マンガンは様々な食品に含まれるミネラルであり、米の含有率が下がったとしても栄養を摂取する上で問題はないとしております。

市といたしましては、そうした意見を尊重する立場であると考えており、学校給食におきましても、これまでどおりの地元産の米として提供できるものと考えてございます。

次に、あきたこまちのブランド、流通への影響につきましては、あきたこまちRは原品種の一部の特性だけ改良され、あきたこまちの特徴である優れた食味と香り、粘りのある食感や弾力性は引き継がれ、県ではこれまでに培われた全国的なブランド力を生かし、より安全で安心な米であることを前面に出しながら販売戦略を展開することとして

ございます。流通への影響がないよう取り組んでいただけるものと考えてございます。

次に、あきたこまちRへの全面切り替えの中止とカドミウムの漸減対策につきましては、この全面切り替えは県政の場で議論を重ね決定された事項であり、市といたしましては、市町村が担う周知活動、あるいは情報発信に努めてまいります。

また、カドミウムの漸減対策としては、ほ場整備事業による客土等の土壌改良を実施し、濃度の低減化が図られております。

あきたこまちRの導入中止につきましては、先ほど申し上げましたとおり、県政の場で議論を重ね導入が決定された事項であります。市といたしましては、現場の生産者や消費者の不安を払拭し、理解を得ながらスムーズな切り替えができるよう、県と連携してまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） ありがとうございます。

まず1番の問題ですけれども、市民に周知徹底を図るよう、県としてもやっていってもらおうようお願いしたというふうなことで、この導入、全面切り替えをちゃんと受け入れる、承知しましたというふうな立場を、まず今述べられましたけれども、こういうふうに県の方針にしっかり協調して対応していくというふうなことなのだと思いますけれども、様々なこの県内外から、かなりの批判の投書、こういうふうなものが寄せられております。実際に、皆さんのこの疑問にしっかり答えられているのかというふうなことを言いますと、例えばマンガン吸収、これで問題ないのかというふうなことから、様々な食品でバランスよく取るのが肝心ですなんていうようなことで、ご飯を食べて1日の必要量の3分の1取っている。そして100グラムのお茶ってどれぐらいだと思います。こんなにあるんです。お茶っぱ100グラム、お茶も飲んで、様々な果物、アボカドなんかは大量に入っている。確かにそういうあれもありますけれども、いずれ主食として食べる、食べてどのように変化があるのかというふうな、これは何年も食べて栄養素的な変化があったかないのかというふうな実証をしたわけではありませんので、やっぱり3分の1にもなってしまったこの成分の米を毎日食べ続けるようになったこの将来的に変化は、健康面の変化だとか出てこないのか、こういう心配というのは、やっぱりつ

いて回ると思います。そういうふうな意味でですね、農家の皆さん、また、消費者の皆さんに、果たして県が周知マニュアルをもう作っているというふうに思いますので、その周知しているマニュアルに基づく説明で、こうした農家の皆さん、消費者の皆さんに、しっかり理解を得られる、その自信がおありか、その点をお聞かせ願います。

また、11月に協働政策会議というのが開かれまして、市の担当者も行ったとは思いますが、従来の種の供給を一定期間続けることが必要ではないかというふうな質問が出されました。担当部長は、従来のあきたこまちの栽培を希望する方を否定するわけではないが、流通段階で別の品種と混ざるのは避けたいので、できるだけ切り替えてもらいたいというふうに答えているんですね。この「別の品種と混ざるのは避けたい」これはまさしくね、あきたこまちRは、あきたこまちとは別の品種であるというふうなことを明確に語ったものであると思います。それをですね、あきたこまちとして表示し、販売するのですから、これは消費者を欺いているというふうにならないのでしょうか。それこそ、これらが国民の、消費者の皆さんに分かれれば、この米生産県の秋田県の信頼を損ねる事態を招くことになりはしないかと大変心配しているところですが、この点についてお聞かせ願います。

もう一つ、カドミウム対策、確かに出穂前後の3週間の^{たん}湛水管理、そしてコストのかかる客土、こういうふうなことをきっちりやって低減してきている。今ですね、茨城の方のあれでしょうかね、国のその研究機関、これ、カドミウム高吸収稲の作付け、これと塩化鉄を利用した土壌洗浄、そしてその出穂前後の3週間の湛水管理、この三つがですね、低コストで効果が上がっているんだそうであります。客土やアルカリ資材の使用はコスト高で、効果の点でも問題があるというふうな点で、今これを、この言いました3点について進めているわけです。ぜひこの秋田県内の、秋田県はこのカドミウム地帯というふうなのが全国的にも非常に高いというふうには言われておりますけれども、ぜひその低コストで効果が上がるこの方法を実証されただけであればですね、この米全面切り替え、こういうふうな消費者にも農家の皆さんにも負担や不安をもたらすようなことをしないまでも、ぜひこういう方法をとられた方がいいのではないかとこのように思うんですが、この点をね、もう一度答弁お願いいたします。この3点についてお答えください。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。渡邊農林部長。

○農林部長（渡邊重美） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

まず1点目でございますけれども、いずれ科学的知見、あるいは専門家の意見から伺って、マンガンの吸収であるとか、あるいは様々な知見自体が疑問が持たれると。そこで開発の経緯であるとかそういったものを、農家あるいは消費者にしっかり説明できているのかということでございますけれども、まず、あきたこまちにつきましては、昭和59年のデビュー以来40年余り、県内あるいは全国の消費者から良食味、あるいは値ごろ感ということで、非常に評価、支持されてきた品種でございます。今般、あきたこまちRへの切り替えという段階で、非常にそういった信頼、評価を代償に取り組むことに踏み切ったと、これ自体が非常に大きな決断であったろうというふうなことは推察してございます。

また、カドミ対策、あるいは放射線であるとか、そういった危惧されるような用語が用いられることについては、いろいろなご意見も多数あるであろうということも当然想定していたことかと思えます。非常に覚悟を持って今回の切り替えに臨んだというふうには私は理解してございます。

しかしながら、いかんせん私どもも先ほどの答弁で申し上げましたとおり、実際に県から説明を受けたのは8月、あるいは9月というような、唐突感がございます。ただ、そこで私どもも一つ誤解していた部分を、その説明を伺うことによって払拭された部分もありました。ただ、今朝ほどの新聞でも、賛成は7割近い方が、市町村議会の皆様にもアンケートして賛成のご意向という中でも、同じく7割くらいが説明不足であるというような認識を示されたアンケート結果もございます。したがって、これからは、やはりそういった科学的知見等はあるわけですが、現にまず導入前にしっかり説明できるものはして、誤解をできるだけ解いて、理解を得ながら切り替えに向かっていくと。そこに対して市といたしましても協力体制を構築していくというふうにご考えてございます。

また、協働政策会議において、従来にあきたこまちな種子とのコンタミの問題があるのではないかとございまして、確かにあきたこまちとあきたこまちR、これは同じ品種、特性を持ちつつも、あきたこまちRというような銘柄になりますので、ただ、流通段階ではあきたこまちという形で流通はされるというふうにご伺いしておりますけれども、そこについてはやっぱり消費者、あるいは別の品種であるというような意識、それをやはり先ほどと同じように説明をしっかりとっていくことが重要なのかなと思っております。

これから市の段階での周知活動となりますと、これまで共済組合さんの広報に稲作農家さんには説明してまいりましたし、消費者等市民の方々全体にも、ホームページ、あるいは年明けになりますけれども広報の方に県が作成したチラシも折り交ぜながら説明の方、周知活動等を行ってまいりたいと考えてございます。

また、今現在のカドミ対策、こちら客土、あるいは経費がかなりかかるというふうなお話、非常に低コストな、酸化鉄等を利用した低コストな工法、これを導入しながら、カドミウムの漸減対策をというふうなご質問につきましては、県においてこれからまず栽培マニュアルを作りながら、あるいは生産者に対する周知活動等をということで、各地域で実証を現場で行っていくというふうにもございます。また、消費者、あるいは卸向けにもしっかりした説明会の開催であるとか、そういったものを用いながら、誤解のないよう、今の安全なお米を消費者に届けていくということを全面に出していくというふうにも伺ってございます。したがって、いろいろな対策も必要になってくるんですけれども、仮に切り替えが令和7年に行われますけれども、そこからがむしろモニタリングをしっかりして、科学的知見、そういったものを立証していくという上では、相当程度の期間を有しながらモニタリングも必要だと思ってございますので、いろいろな部分で市町村が担う、市が担う部分を県と連携しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） 本来、米が持っている重要な機能、マンガンが果たしている役割、この機能を低下させることになった重イオンビームという、効率的に突然変異を起こすことができるこの手法でね、カドミウム対策をやっていく。これはね、私はもう拙速としか思えません。米の本来持っている機能を低下させる品種改良を行っちゃったんです。これはもう別の品種ですよ、間違いなく。だから別の品種と混ぜるのは困るから全面Rに替えるんだ。もっと勘ぐって言えば、こまちRという表示を付ければ、これは絶対売れないし、そういう意味では表示をこまちRというふうなことを出せば、もう売れなくなるだろうというふうなことで、これらまとめてこまちRにしようというふうな、もうここまで勘ぐってしまうわけですけども、実態それもあるんだというふうに思います。

もう一つは、情報提供、8月に初めて市町村にこういう方向で計画のお話して、そして決定しましたからというふうな方向で協力をお願いしますというようなことが始められたわけですが、本来であれば米づくり、このカドミウム対策に対しては、今何が問題で、こういう方向の研究を重ね、いずれこまちR、そのカドミウム低吸収米の開発に向けて研究し、これを広めていきたい、こういったね、国や県からの方向性というふうなものをもっともっと前からあって然るべきだと思うんです。実は県の方の米対策協議会、これはとっくに、1月の段階で、その方向性やら県民への周知の問題やら、全部みんな計画立てているんですよ。しかし、市町村に連絡がいったというのは8月初めで。なんとこういう米づくり、農家の皆さん、そして屈指の米どころ、この大仙市も、こうした情報を知るのが、もう県で具体的な方向を立てているのに半年以上もね情報提供しない。実にもう秘密裏に進めてきているとしか私は思えないんですね。こういう情報、して出されたから、直ちにあとは皆さんに周知を図っていくと。こういうね、何か上で決めたものは、もう市町村行政はもう従ってやっていかなきゃなんないんだっていうふうな、かなり多くそういう流れになっていますけれども、ことこの米づくりに関しては、もう少し主体的に、このこまちRの問題について研究をされて、ちょっと県に対してもしっかりと物を言っていってもらいたい。市民の、農家の皆さんの声を届けていただきたい。私はね、そういうふうに思っておりますので、まずこまちRは品種がもう別物なんだというふうなこと、住民に知らせるにしても、周知を図っていくにしても、市としてこの問題をしっかりこの中身を勉強、研究されながら、県にもしっかりと物を言っていく、こういう姿勢がね、この問題で私ちょっとこの明らかになった今の市町村行政のこの姿勢の在り方じゃないかなというふうなこと、このことをね指摘して、答弁はいりません。これで質問を終わります。

○議長（古谷武美） これにて3番佐藤文子議員の質問を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、9番高橋徳久議員。

（「はい、議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい。

【9番 高橋徳久議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○9番（高橋徳久） だいせんの会の高橋徳久でございます。それでは、通告に従い、一

般質問させていただきますので、当局の皆様におかれましては、ご答弁方よろしくお願
い申し上げます。

はじめに、大仙市見守りシール交付事業についてお伺いいたします。

先日、ある団体の定例会の講師を市の担当職員の方が務められ、この事業について詳
細にわたって分かりやすくご説明いただきました。ありがとうございました。

この事業をテーマに講師依頼した経緯は、ある団体の会員が歯科治療のため通院した
際、待合室にこの事業のポスターが掲示されており、それを見て事業内容を把握したよ
うですが、一般的にこの事業を知らない方が多いのではないかと思い、ぜひとも講演し
ていただき、多くの会員がこの事業を認識してほしいという願いから講師依頼したとい
うことでした。

実は私も詳細について把握しておりませんでしたので、大変興味深く説明を聞いたと
ころでした。

この事業を簡単に説明いたしますと、認知症等で徘徊して行方不明になった際、衣服
や持ち物に貼ったQRコードのシールを発見者が読み取ることによって家族へ発見通知
メールが届き、その場所へ家族が迎えに行き、帰宅するというものです。

県内では13市町が取り組んでおり、大仙市では令和3年から実施して、現在17人
が登録しているとのことでした。

そこでお伺いいたします。この事業の周知は適切に行われているかということですが。
広報誌やFMはなびで周知したり、医療機関でのポスター掲示や介護福祉士等への広報
活動をしていると伺いました。それは、認知症関係の方で該当する方を募集するための
広報活動と私は捉えましたが、それも大事ですが、むしろそれ以上に一般市民に広く理
解してもらう必要があるのではないのでしょうか。それは、シールを貼って徘徊している
方に声かけするのは一般市民だからです。発見してシールを見ても何も分からないでは
何にもなりません。シールが付いていれば徘徊者なんだと理解する人を増やす必要が
あると思います。

この事業のチラシを広報紙と一緒に全戸配布したらいかがでしょうか。

また、介護施設を運営されている方も、この事業について知らないということでした
ので、ポスターを医療機関に掲示するだけでなく、介護施設などにもポスター掲示し
て多くの人に理解してもらうことも大事ではないのでしょうか。

先日、NHKの番組で、認知症によって徘徊している人を保護して施設に入所させた

が、自分が誰か分からないとなって、名前確認すらできないという方が増えているということでした。ちなみに、大仙市内の施設で身元不明の方を入所しているケースはあるのでしょうか、お伺いいたします。

この事業は、家族の方の申請があれば可能ということですが、一人暮らしの高齢者の場合はどうなるのでしょうか。認知症がどのように発症したかによっても違うと思いますが、自分自身、万が一を考えてシールを付けたいという要望があった場合、該当しないのでしょうか。当局のご所見をお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の一つ目の発言通告であります「大仙市見守りシール交付事業」に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 高橋徳久議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、大仙市見守りシール交付事業についてであります。はじめに、チラシの全戸配布による周知につきましては、「どこシル伝言板」の名称で、令和3年度から事業を開始しております。市のホームページやFMはなび、各医療機関、それから、市内巡回バス等で周知を行っているところであります。

議員ご指摘のQRコードを貼付されたもの、貼り付けたものを身に着けている方を発見した市民が、どのような対応をしたらよいのかという情報が十分伝わっていない状況もあったことから、今年度、一般市民向けに発見時の対応のチラシを作成したところであります。

しかしながら、さらに普及啓発を強化していくため、議員ご指摘のとおり、チラシの全戸配布を行うよう準備を進めてまいります。

次に、介護施設等へのポスター掲示につきましては、市内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設、それから、グループホームなどの入所系の施設におきましても「どこシル伝言板」の利用が有効であることから、ポスター掲示等でご協力をいただき、より広く事業の周知を行ってまいります。

次に、市内の施設に入所している身元不明者につきましては、大仙市で関与し、市内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設に入所したケースは確認されておられません。

今後、身元不明の方が発見された場合には、警察や他自治体と協力しながら、ご本人

の安全を確保した上で対応してまいります。

次に、一人暮らしの高齢者が利用を希望した場合には、ご家族等の保護者から利用申請をお願いしておりますが、これが難しい場合には、状況に応じまして支援している方、それから、ケアマネジャーが申請を代行することも可能となっております。また、遠方にお住まいのご家族であっても、高齢者包括支援センターへご相談いただければ、申請は可能となっております。

市といたしましては、今後も各種事業や各種研修会、広報等、様々な機会を捉えまして、「どこシル伝言板」の認知度向上に向けた啓発に取り組んでまいります。

以上になります。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい。

○9番（高橋徳久） ありがとうございます。

私の知り合いに、目を離すと近所を徘徊してしまうという方もおられました。その方は週4日ほど、デイサービスに入れていると。お父さんを入れているというふうに奥さんが言うておりました。私、何で4日も入れてるんですかって言ったら、面倒をちゃんとみたいということで、別にどこが、ちょっとその認知が進んでいるというだけで、ほかには何も障害がないので、そういう施設に入れっぱなしはしたくないと。ただ、家に置くと目離しならないのでというふうなことで、4日ほどデイサービスに入れているというふうな方もいらっしゃいました。その方に聞いたら「そんたのあるの。知らねがった。」とかっていう答えが返ってきましたので、もうちょっとそういうのがあれば、万が一を考えて登録してみたいなという話も出ておりましたので、ぜひ周知をもっとしていただければありがたいなというふうに思ったところであります。

全戸配布いただけるということでしたので、本当に見やすく、誰が見ても見やすいようなもの、そしてできればカラーで、きちんとしたものをお作りいただいて、お配りいただきたいなと思います。

そのチラシをですね、いろんなあとその公共施設なんかにも置いていただきたいと思えますし、あるいは中学校、高校とかというところにもですね、私はあってもいいんじゃないのかなと。要するに、一般市民というか市民の中にはそういう学生、子どもたちも入りますので、ぜひ、あつ何したのって声かけるというのは決して私どもだけでは

ないはずですので、発見するという点においてはですね。ぜひとにかくいろんな方が、この事業を分かるという状況をつくっていただきたいなと思いますので、それには医療機関だけではなく、やっぱり先ほど出てきましたけどもいろんな施設、あるいは公共施設、医療施設、介護施設、あと公共交通機関だとか、そういうところにもですね、ぜひいろんなとにかく目につくところにポスター掲示なり、チラシを置くなりしていただければ、万が一そういう方が出た時の対応というのが大事になってくるのではないかと、そういう環境を作ることが大事なのではないかと思っておりますので、お願いしたいなというふうに思います。本来こういう徘徊して歩く方がいなければいけない方がいいんですけども、出た時の対応ということになります、それをきちんともって準備立ててしていただければありがたいなというふうに思うところでございます。

私めもですね、最近何かちょっと、何か駄目だなという状態も出ておりますので、早めにシール貼りたいなという思いもありますので、何とか対応をお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 高橋徳久議員の再質問にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、ポスターにつきましては、やはり市民に分かりやすい、制度も内容も分かりやすく伝わるようなポスターを考えております。現在、うちの方で作っておりますポスターというのはカラー刷りで、A4タイプなんですけれども、こういうポスターで、大きい表示でなっております。両面になっておりまして、これをチラシとしてPRしております。

これを公共施設、それから中学校、高校という学校施設の方にもというご提案でありますけれども、そこも含めましてですね、市としてできる周知の取り組みにつきまして、調査検討いたしまして対応してまいりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○9番（高橋徳久） 次に、財産活用課所有の路面標示施工用ライナーについてお伺いいたします。

8月の中旬以降に、サンクエスト大曲を利用されている方より要望がありました。それは、敷地内の駐車スペースの標示が消えており、不便であるし危険なので何とかなら

ないかというものでした。早速所管課に連絡したところ、花火大会でも駐車場として活用するので、その前に何とかしますということでした。本来であれば、きちんと予算を立てて専門の業者に発注すべきところですが、予算がない、または突発的な事案等に対応するためなのか、財産活用課が路面標示施工用機械のライナーなるものを所有しているとのことで、それを使用して自分たちで修繕しようと機械の使用を申し出たところ、それは故障していて使用不可になったと後からお聞きしました。それでも花火大会が迫っていることから、簡単なことしかできなかつたけれども作業を行ったとのことでした。

その後、縁あって秋田県大曲技術専門校の生徒さんが、実習を兼ねて駐車場を整備してくださいました。その前にも大曲駅舎内の大仙市観光情報センターふれあい広場が新しくリニューアルした際に、専門校で作製した6人掛けの椅子を設置したりと、大変お世話になっております。

市当局と専門校さんのお互いの目的が合致したのでウィンウィンとなり、結果としては大変良かったと思うのですが、そこでお伺いいたします。その使用不可となっていたライナーなる機械は、今は使用できるようになったのでしょうか。仮に使用できるとして、本来の業務ではないライン引きを行うことを前提としてその機械を所有しているのでしょうか。意図をお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の二つ目の発言通告であります「路面標示施工用ライナー」に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長（古谷武美） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 質問の、路面標示施工用ライナーについてお答え申し上げます。

はじめに、現在使用可能かどうかにつきましては、今年度は故障が多発し、その都度、修理及び調整を行ってまいりましたが、購入から15年経過していることもあり、修理業者からは、もはや修復が不可能であると報告を受け、現在は使用できない状況であります。

次に、この機械を所有している意図につきましては、通常予算を用いず、職員の創意工夫により取り組む「ゼロ予算事業」として、平成20年度から駐車場区画線の補修を職員自ら実施するために所有しているものであります。

現在、新しい機械の購入に向けまして、デモ機による試し引きを実施するなど、メーカーの仕様や操作性の確認を行いながら情報を収集しているところであります。

なお、雪解け後に除雪作業等により薄くなった区画線の補修を実施する必要があることから、本年度中に購入したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい。

○9番（高橋徳久） ありがとうございます。

使用する時期というのが、雪解けから夏ぐらいまでにかけて使用するという時期になるのかなというふうに思いますが、まず、使いたい時に使えないでは何の意味もないわけでございますので、常日頃それが使えるかどうかの確認をしていただきたいというふうに思います。

それから、本来業務にない、普通事務職の方が、急にその路面のライン引きという作業をやらなければいけないという、その機械を使って作業をしなければいけないということについては、私は危険も大変伴うことだろうと思えますし、良い機械を与えてもらっても、素人さんがその機械を使った時に、やはり慣れないので壊してしまう可能性もありますし、また、そのチューブの所に何か詰まってしまったとか、固まってしまったとか、いろんなそういう使用する上でのトラブルというのも発生してしまうのかなというふうにも思います。

そこでご提案というかお伺いしたいと思えますが、例えばそのどここの施設、所管課の皆さんが、よし、今日は作業するよっていったみんな総出で作業されますが、それだけではなくて、やはりその機械に慣れた方、長けた方、所有している課の、財産活用課でもいいですし、あるいは建設部の方から1人、2人なり派遣していただいて、機械というものに慣れている方が操作をして、その所管する課の人たちと一緒に指導したりそういうふうなのをしながらやっていけば、効率よく、また、機械を壊すことなく、長持ちさせることができるのではないかなというふうにも思いましたので、その辺ご検討いただきたいなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 高橋徳久議員の再質問にお答え申し上げます。

これまでに機械を使用した補修作業で事故等は発生しておりませんが、操作マニュアルの作成、あるいは操作研修を行う、そういったこと、それから、暑い時に作業しますので、天候や作業時間の影響によるその職員の体調変化、こういったことにも注意しながらやっております。

また、財産活用課の職員は大変機械に習熟しておりまして、きちっと真っすぐ線を引ける職員でございますので、建設部に迷惑をかけることなく、それぞれ要請された場所で作業を行うことが可能でありますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） これにて9番高橋徳久議員の質問を終わります。

【9番 高橋徳久議員 降壇】

○議長（古谷武美） 一般質問の途中であります。この際、暫時休憩いたします。再開は11時15分に再開いたしますので、よろしく申し上げます。

午前11時02分 休 憩

.....
午前11時14分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、6番秩父博樹議員。

（「はい、議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 今回3項目通告させていただいております。順次質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まずはじめに、今夏の大雨による災害について確認させていただきたいというふうに思います。

東北北部に停滞した活発な梅雨前線の影響により、県内では7月14日から16日にかけて断続的に激しい雨が降り続き、複数の地点で24時間雨量が300ミリを超えたほか、多くの観測所で観測史上最大の雨量が記録され、本市においても協和ダム観測所で356ミリの24時間雨量を記録するなど、非常に激しい雨に見舞われました。

6年前の大雨による災害時と比較しますと、本市において、全体としての被害は少なかったところですが、それでも住家や事業所には床上・床下浸水被害が生じたほか、交通障害、土砂崩れ、農地・農業用施設への被害、林道の路肩決壊など、甚大な被害もたらされました。

全国的に想定を大幅に上回る豪雨災害が頻発している近年の状況を踏まえると、災害対応力のさらなる強化が必要であるというふうに考えます。そこで、災害ケースマネジメントについてお伺いします。

本市では、この7月14日からの大雨で多くの被害が発生し、災害救助法第1条第1項第4号が適用となりました。この第4号は、被害の状況は判明していないが、間違いなく被害は発生している場合、こういう時に適用となります。

また、住宅に被害を受けた世帯に対し、県からの災害罹災者見舞金が支給されています。この災害罹災者見舞金は、豪雨や洪水などの自然災害によって被害を受けた世帯に対し見舞金を支給する秋田県独自の制度で、所有する住宅が全壊した場合は60万、半壊と床上浸水では20万が支給されます。さらに、本市からの災害見舞金は、全壊した場合は10万、半壊と床上浸水では5万、床下浸水では2万円が支給されます。

しかし、この県と市の支援だけでは、被災された方の生活再建には十分とは言えません。後日、被害状況の調査が進み、被災者生活再建支援制度における国からの支援金が適用される場合もありますが、適用とならない場合もあります。豪雨災害がさらに増えるであろうと思われる今後を見据えた上で、この適用とならない場合、本市としてはどのような支援策があるのか、お伺いいたします。

被災者一人一人が抱える個別の課題に寄り添って解決を探ろうというのが「災害ケースマネジメント」です。積極的な訪問で被災者一人一人の状態を把握し、支援が必要な人を見つけ出し、その人に対しては個々の事情に合わせ、様々な分野の専門家が参加し、個別の生活再建計画を立てます。そして最終的には、平時の既存の福祉や社会保障制度などへと軟着陸させていくというものです。

これは2005年のアメリカのハリケーンでの災害復興で用いられたのが始まりとされています。日本では、東日本大震災において、自然発生的に日本版が生まれたと言われております。

宮城県石巻市の在宅被災者支援などで活用し、一定の成果を挙げたことが評価され、その後、熊本地震、鳥取県沖中部地震、西日本豪雨など、災害のたびに全国に広がって

おります。

そこで、被災者対応の一環として、住まいや生活、就労など、複合的な悩みに対し、伴走型で生活再建を後押しする「災害ケースマネジメント」を導入するべきと考えますが、市当局のご所見をお伺いします。

災害時には、積極的な訪問調査で困り事をあぶり出し、解決につなげていく攻めの支援の活動が重要です。今夏の大雨被害で感じたのは、どのような支援策があるのか、住民側に分かりやすいお知らせ、支援策の一覧ですけど、これをまとめて手元に届ける必要性です。ちょっとタブレットの方に事務局から配付させていただいたんですけど、この配付させていただいたのは、これ主に今夏、この秋田市、五城目町の方の被災が多かったので、ここに配付させていただいた支援策のまとめです。被害は起きてほしくはありませんが、今後の参考にしていただければと思います。実際のは紙でA3版で、今、タブレットですので、もっと小さく見えているかと思うんですけど、これが実物で、A3版で、裏表という形になっています。

この災害ケースマネジメントを機動的に展開していくために、弁護士やファイナンシャルプランナー、また、建築士、保健師などの専門家チームの窓口としての災害復興に係る支援センター、これは仮称ですけども、これの設置の体制整備が必要というふうに考えます。災害時だけの特別な取り組みとして備えるのではなく、平時から多機関連携、官民協働で、困った人を支える仕組みを地域に作っておけば、それが被災者支援にも生かせるというふうに考えますが、市当局のご所見をお伺いいたします。

一つ目は以上です。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の一つ目の発言通告であります「災害ケースマネジメント」に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長（古谷武美） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、災害ケースマネジメントについてであります。はじめに、被災者生活再建支援法が適用されない場合における被災家屋等への対応につきましては、大仙市では「住宅リフォーム支援事業」によって支援しております。

また、災害救助法が適用された際の半壊以上の被災家屋については、「大仙市被災者

生活再建支援金」によって支援しております。

次に、「災害ケースマネジメント」につきまして、その導入の要否については、議員と考えを一にするところでありまして、市の関係課所室及び社会福祉協議会・医療機関などの関係機関と情報共有を図りながら、スモールスタートで、その導入を進めてまいりたいと存じます。

具体的には、高齢者包括支援センターで定期的を実施している「地域包括ケア会議」、こういったところに参加しまして、災害発生時、発生後の対応手段や連絡体制等の情報共有を行うなど、まずは今ある資源を活用する方向で取り組みたいと考えております。

そのようなことから、「災害ケースマネジメント」を展開するための体制や専門家チームの設置につきましては、その後の課題ということで検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） まずは、今ある資源を活用して、スモールスタートということで、一気に全国的に展開されている災害ケースマネジメントにはいかないで、まずあるものを活用して、今後それをまたバージョンアップしていくとか、そういうふうに受け止めたところです。ありがとうございます。

もし、ちょっと自分の認識間違っていたら逆に教えていただきたいんですけど、今回4号が適用されたところですけど、この災害救助法の、6年前はこれ、1号が適用になったというふうに記憶しているんですけど、この場合、要は大仙市は国で示す5万人以上10万人未満というところに人口的には当たるところなんですけど、これ見ていきますと、国の方のこれでは、住家が滅失した世帯の数、これが80っていうところにラインがあるみたいで、主として例えば被災した住家が80件を超えた時はこれが適用になって、要はこの支援金の支給額、中身細かく基礎支援金だとか加算支援金だとかいろいろあるようなんですけど、例えばこの80件というところにラインがあって、その超えた場合と超えない場合とで、個々人の、要はその時の被災に対する支援額にその差が出てしまうのか、もしくは国からのその支援金が違うようなので、ちょっとそういうふうに思ってしまったところなんですけど、ただその被災された一件一件から見ると、要は大

仙市で被災した全体の数というのはあまり関係なくて、個人として支援がもらえるものが全体として80を超えても超えなくても公平に行き届く形になっているのかどうか。なっていれば問題ないと思うんですけど、もしなっていなかったとすれば、そこに届かない時に、大仙市としての独自の支援制度、それと公平になるような支援制度が必要かなというふうに思ったところなんですけど、ちょっと、もしその辺についてご答弁いただければと思います。

あとそれから、先ほどうちの県本部で準備させていただいた支援策一覧というのをちょっとお示しさせていただいたところなんですけど、自分の希望としては、できればこれ、行政側で準備して配布していただきたいというふうに思います。今回、ちょっと県の方でも、秋田市、五城目町の方でも、そういうちょっと動きが見られなかったのですが、ただ、実際その被災された方のところに足を運ぶと、やっぱりどういう支援制度が、自分が使える制度がどういうのがあるのかっていうのが、みんなそれどこに連絡すればいいんだっていうような、ものすごくそういう声があったので、それでまず準備して配布させていただいたところなんですけど、今後、災害は起きないことが一番いいんですけど、災害がもし起きた時に、大仙市としてはその被災者のところに、こういう支援制度がありますよというのをすぐ分かるように、市だけの制度ではなくて、県のやつもまとめて、この被災された方の目線になってそういう準備もしていただきたいというふうに思うところなんですけど、その辺についてもご答弁いただければと思います。よろしく願いします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、被災者支援というところで、その災害救助法の適用如何によって支援が違うのかどうかという点につきましてですが、国からの支援という意味におきましては、ただ今ご答弁申し上げましたとおり、いわゆる被災者生活再建支援法が適用なるかどうかという点でございます。これは前回の29年7月の大雨の際は、大仙市も災害救助法1号ということで、この支援法が適用になっております。ところが、今年の7月の雨の際には、4号で止まったということございまして、支援法の適用はございません。

したがいまして、各被災者にとりまして、その被害の程度で同様の支援を受けられるかどうかということについて申し上げますと、やはりそれでは違いがあるという現状でございます。

それから、チラシの件ですね、これは全く我々もその必要性というのは重々承知しております。どういった支援があるのかというのは、やはり被災者の皆様にいち早くお知らせするような体制を整えてまいりたいというふうに考えております。どうかよろしくお願いたします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） 国からの支援、被災したその件数によって違いがあると。受ける被災者側にしてみると、そこで公平ではないというか、そういうふうなのが生じてしまうのであれば、今後、市としての制度設計する時に、市内での被災の棟数が何棟であろうが、例えば国からの生活再建支援制度が適用にならないということであれば、この部分を市の方で補填するような、被災した時に棟数が何棟であろうが公平な支援制度を受けられるような体制というのを今後検討していただきたいと思うのがまず一点と、あとそれから、二つ目のこのまとめた資料というのは良かったと思います。確かコロナの時も支援制度をまとめたのがあった方がいいというのを提案させていただいて、あの時は確かだいでせん日和の方に掲載していただいたというふうに記憶あるんですけど、ここも災害あった時にすぐ示せるような準備というか、そこも進めていただければと思います。答弁お願いします。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 再々質問にお答え申し上げます。

その国の法律、支援法が適用されない場合であっても、大仙市の場合、最初に答弁申し上げた中で申し上げておりますが、半壊以上であるもの、災害救助法第4号であったとしても、半壊以上の被害があれば大仙市といたしましては再建支援金を予算措置して支援しているところでございます。これが国と同等の支援かと申しますと、やはりなかなかそこまではいけないという市の事情もございます。そうしたことから、いわゆる災害規模のいかんを問わず、そうした被害を受けた方の支援、再建支援というのは、国にも要望してまいりたいなというふうに考えております。

チラシの方については、先ほどの答弁と同様でございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 次に、個別避難計画の推進についてお伺いいたします。

大雨などの緊急時の逃げ遅れゼロへの災害弱者の命を守る個別避難計画の推進についてお伺いいたします。

現在、避難行動要支援者名簿の作成は進んだものの、近年の災害においても高齢者や障がい者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち、65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風19号では約65パーセント、令和2年7月豪雨では約79パーセントであり、災害時の避難指示などをさらに実効性のあるものにするために個別避難計画の作成推進が重要というふうに考えます。

令和3年5月施行の災害対策基本法などの一部を改正する法律において、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について市町村に作成を努力義務というふうにされましたが、現在の大仙市の個別避難計画の状況についてお伺いします。

1点目に、大仙市の現在の避難行動要支援者台帳の登録者数についてお伺いします。これについては、新規の方も含めて、高齢者の方や障害のある方の心身状態も変わってきますので、更新が必要だろうというふうに思いますが、名簿の更新はどのようにされているのか、名簿更新の時期や流れについてお伺いします。

2点目に、個別避難計画の作成が努力義務化とされていまして、1点目、庁内の連携、2点目、庁外との連携、3点目、福祉専門職の参画、4点目、個別避難計画を活用した訓練の四つの取り組みのうち、少なくとも一つの取り組みを実施している自治体は7割弱のようですが、大仙市はこのうちのどこに当てはまるのかお伺いいたします。

3点目に、各町内会や集落の自主防災組織にも名簿を渡されているところと思いますが、現在、名簿を活用いただいている自主防災組織はありますか。また、あるとしたら、どのような活用内容なのか、また、全体的に今後の自主防災組織の関わりについてお伺いします。

二つ目、以上です。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の二つ目の発言通告であります「個別避難計画の推進」に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしくお伺いします。

○議長（古谷武美） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 質問の、個別避難計画の推進についてお答え申し上げます。

はじめに、避難行動要支援者名簿につきましては、平成26年4月に施行された改正災害対策基本法に基づき、75歳以上のみの世帯のほか、要介護度3以上の方、それから、身体障害者手帳をお持ちの方などの調査要件に該当した方のうち、「自らの力で避難することが困難である。」と回答があった方を登録した名簿になります。

登録者の把握につきましては、登録から4年経過ごとに行う更新調査と、新たに要件に該当された方を対象とする調査の二つの調査によりまして行っております。

令和5年3月末現在の名簿登録者数は4,609人、このうち情報提供に関して同意があった4,306人、これについて自治会や自主防災組織ごとに仕分けした名簿を作成しまして、自治会、自主防災組織のほか、消防、警察などへ提供しております。

なお、災害発生時には、必要に応じて同意の有無に関わらず提供することとしております。

次に、個別避難計画につきましては、令和3年5月の法改正により、要支援者一人一人の状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」「どこへ避難するのか」「避難の際はどうのような配慮が必要か」などを記載し、要支援者とその支援者、そして行政が、それぞれ保有することが努力義務とされたものであります。

ご質問の「市内の連携」「市外との連携」「福祉専門職の参画」「個別避難計画を活用した訓練」の四つの取り組みのうち、大仙市がいずれに当てはまるのかにつきましては、「個別避難計画を活用した訓練」を除く三つの取り組みを市では行っております。

なお、この四つの取り組みのうち、市では、普段から要支援者の生活状況や体の状態を把握しているケアマネジャーなどの福祉専門職からの参画をいただくことが特に有効であると考え、令和4年度より未作成の要支援者のうち、介護保険サービスの利用者については、居宅介護支援事業所へ委託して作成しているところであります。

次に、自主防災組織における名簿の活用につきましては、現在、自治会が87団体、自主防災組織が162団体の計249団体へ名簿を提供しております。

災害発生時における避難等への支援はもちろんではありますが、平常時におきましても要支援者と支援者が個別避難計画の作成に向けた話し合いなどを通じて、地域の助け合いのネットワークづくりに活用いただいているものと考えております。

災害から身を守るためには、自分でできることは可能な限り行う「自助」とともに、

日頃から顔の見える関係づくりに努め、地域で助け合う「共助」が大切であります。

今後とも、自治会や自主防災組織におかれましては、提供を受けた避難行動要支援者名簿を、お声がけや見守り運動に活用していただき、人と人とのつながりを深め、地域で支え合い、助け合う体制づくりに努めていただきたいと思いますと考えております。

以上になります。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。

名簿の方は全体で4,609、そのうちの情報公開について許可いただいているのが4,306ということで、9割方、ほぼほぼ、ただ、303名の方が同意いただけていないのかなというふうにちょっと、全体の15分の1ぐらいですかね、15人に1人ぐらいは同意いただけていないのかなというふうに伺ったところです。

災害時には、それこそこの個人情報よりも命の方が大事だと思いますので、名簿のこの開示に同意いただけていないところも、今後ご理解いただけるように、できれば進めていただきたいと思いますというふうに思います。多分、説明ししっかりすれば、ご同意いただけるのではないのかな、個別いろんな状況あろうかと思いますが、地元の町内会だとか自主防だとか、連携して進めていただければというふうに思います。

それから、特に優先度の高い方については、やっぱりできれば地元の方たちにも知っていただくのもそうですし、あとそれから、今、DXというのも盛んに言われている今の状況ですと、やっぱりデジタルの地図上のそのマッピングというのも今後進めていくというのが重要かなというふうに思っております。先月ですけれど、会津若松の方からちょっと講師来ていただきまして、このマッピングが進んでいる状況等も伺ったところなんですけど、やっぱりしっかり説明すれば分かってくれるという、そういうふうなお話伺ったところですので、ここについても今後進めていただきたいと思いますというふうに思います。この辺についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げます。

同意がされていない方の対応なんでありますけども、確かに制度の説明なんかも不足はしているところがあると思います。その辺も踏まえましてですね、市も、それから地

域の方々も含めましてですね、そういう方々にはこの制度をよくお話しまして、同意いただけるような、安全を確保し、それから安心をしていただくというふうな形に進めてまいりたいと思っております。

それから、DXも活用したということで、それにつきましても、ごもったもなことでありまして、市としてできる取り組みにつきましてですね、調査研究いたしまして、これから進めてまいりたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の再質問に、私からも少し補足をさせていただきたいと思っております。

大仙市、災害対策、事前防災対策含めてですね、力を入れている分野であります。そしてハード整備については一生懸命やってきたところでありましてけれども、このソフト対策ですかね、これがなかなか難しい点も、個人情報とかいろいろ難しい点もありますけれども、今残されているソフト対策、重要な課題というのが、まさにこの今回取り上げていただいた個別避難計画だというふうに認識を持っております。大事な大事な計画でありますので、力を入れて整備してまいります。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい。

○6番（秩父博樹） 良かったです。市長から力強い言葉をいただいたので、良かったです。ありがとうございます。

進めるに当たって、さっきもDXに触れたところですけど、ぜひ職員の方から、ちょっと会津若松の方に行ってください、すごく参考になると思います。先日ちょっとアイクトビルの方から来ていただいたところなんですけど、非常に興味深い話でしたし、市の知りたい情報が使う側にパーソナライズされていくという、要は知りたい情報、要は子育て支援が知りたいという人には子育て支援が見やすいようにと、防災について知りたい人というのは、防災について取り入れやすいような、そういう情報提供の形をとってありましたし、それから、それをやるに当たってもオフイン型という、要は納得していただいて個人情報を提供していただいているという、そういう状況でしたので、やはりこれ、これから進めていかなければいけない課題だなというふうに思って伺った

ところですので、ぜひ行くなり、来ていただくなり、どちらでもいいかなと思うんですけど、できれば行っていただいて、今後進めていただければと思います。よろしく願います。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 秩父博樹議員の再々質問にお答え申し上げます。

大変参考になるようなご提案をいただきましてありがとうございます。ご提案いただいた内容も含めましてですね、市の方で調査研究しまして対応したいと思いますので、それから、議員からの後押し、ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（古谷武美） 次に、3番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 三つ目に、被災家屋認定調査の官民連携の推進による迅速な認定についてお伺いいたします。

ハザードマップの「警戒区域」で水災害が起きたと想定した上で、罹災証明書の交付のために行う被災認定調査の実施体制について、現在の状況を伺うとともに、大仙市では、この被災認定調査にどのくらいの期間を要することになるのか、ご所見を伺います。

三井住友海上火災保険では、2021年から自治体向けサービスとして、水害時の保険金支払いのために調査した被災家屋の写真や被害状況を、契約者の同意の上、罹災証明書発行の資料として無償提供する協定を、ちょっとこれ、私の資料古いんですけど、148市町村、これ8月の資料なので、多分今もうちょっと増えているかと思うんですけど、市町村と結んでサービスを導入しています。

同社によると、損害保険は調査から支払いまで最短3日で完了するとしています。また、自治体によっては発行申請も同社経由で可能としており、被災者による自治体への手続きは不要になるケースもあります。官民連携のこのような取り組みを、本市としてはどのように評価するのか。また、導入を検討すべきというふうに考えるものですが、ご見解をお伺います。

地震や暴風被害においては、この水害と違いまして、自治体と損保会社の被害の認定方法が異なっており、地震保険の損害認定基準は迅速な保険金支払いを実現するため、公的支援の要件となる罹災証明書の認定基準と比べると民間の方は簡素化されています。地震被害での状況共有を行うと、保険支払いの迅速性等に影響を及ぼす恐れなどの課題があります。公平性を保ちながら、地震や暴風被害でも民間の協力を得るために、認定

方法について見直しができないものかお伺いします。

3点目、以上です。

○議長（古谷武美） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の三つ目の発言通告であります「官民連携の推進による被災家屋認定の迅速化」に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 質問の、被災家屋の認定調査についてであります。はじめに、本市の調査体制につきましては、災害鎮静化後、直ちに調査班を編成しまして被災状況の調査を実施しております。規模については、その災害の規模に応じた形となります。

例えば、本年7月の大雨災害におきましては、市全体で職員約80名体制、これによりまして3日ほどで調査を終えております。いずれにしても迅速な調査体制を組むよう努めているところであります。

また、罹災証明書の発行につきましては、損保会社などの代理人であっても、委任状さえあれば即時発行するなど、迅速な対応に努めております。

また、その官民連携という観点から、そういった取り組みというのは、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、地震や暴風被害における被害認定方法の見直しについてであります。内閣府により定められました「災害に係る住家の被害認定基準運用方針」、これに基づき、当市でも認定を行っておりますので、市独自で見直しを行う、いわゆる簡素化していくというのは、なかなか難しいものと考えております。

しかしながら、内閣府としても「近年の災害の多発で、罹災証明書発行の迅速化は重要であり、民間の協力を得られる部分を広げたい」、こういった認識をお持ちであることから、今後の国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古谷武美） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） 今夏の水害では、当市では職員80名体制で3日間ですね、で処理できた。民間とほぼほぼ同じようなスピードなのかなというふうに伺ったところでは

けど、さっき部長おっしゃったように、災害の規模にもよると思います。今回の秋田市だとかそういうところは、なかなかそういうふうには進まなかった状況というのがあります。大仙市でも大きな災害というのは、起きてはもらいたくないんですが、そういうふうな状況も起きるであろうって、やっぱり想定というのは必要だと思っていて、そういう意味では、さっき部長の方から、今後その官民の連携というのも視野に入れていくということですかね、進めていくということですかね、そういうふうに向ったところなので、お願いしたいというふうに思います。

この損保会社との連携、今のこの全国の状況を見ますと、ここ2年ぐらいで急に広がっていったのかなというふうに資料を見て感じたところでした。なので、何でもかんでも役所で、一から十まで役所で対応ではなくて、やっぱり民間の力も借りながら、被災された方たちへの対応、一日でも早く進めていくというその観点は非常に重要だと思いますので、今後進めていただきたいと、検討して進めていただきたいというふうに思います。

あとそれから、この損保会社と協定を結んでいる自治体においても、現在の連携の対象というのは水害だけ、水害のみということのようです。さっきお伝えしたとおり、地震とか台風、強風だとか、そういう時の被害というのは、その認定方法が今、現段階では異なっているということで、対応が難しいようです。さっき部長からあったとおり、国の方でも一回これ、国会で取り上げられて、そこも間口広げていきたいみたいな話は一回上がったようです。ただ、進んでいないというのが今現状で、なので、市側としてもそこをもし働きかけられる状況あるのであれば働きかけていただきたいと思いますし、私の立場でも国会議員を通して、この辺も官民連携ができるように進めていただけるように働きかけていきたいというふうに思っておりますので、そこはそれぞれの立場で今後進めていければいいのかなというふうに思います。そうした官民連携の得られる体制づくりについて、最後、市長から一言いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げます。

残念ながら災害が発生した場合、被害が発生した際には、直ちにね被災者の皆さんの要望といいますか、いろんな要望にしっかり応えていく必要があるというふうに思っておりますし、やはり最近の大きい被害では、罹災証明の発行というのが大分ね時間がかかって、被災者の皆さんにご心配、ご迷惑をかけているパターンが報道されております

のでね、そうしたことのないように、たまたま幸いにも大きな災害はね大仙市で起きていないわけですけれども、今後起こらないとも限らないということなので、しっかりと体制づくり、それから最後のところは国の動向も見ながらですね、官民連携して、被災者に寄り添った体制づくりということは常に念頭に置いて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

○6番（秩父博樹） ありません。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（古谷武美） これにて6番秩父博樹議員の質問を終わります。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（古谷武美） 一般質問の途中であります。この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時に再開いたしますのでよろしくお願いします。

午前11時59分 休 憩

午後0時59分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、7番青柳友哉議員。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、7番。

【7番 青柳友哉議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1番の項目について質問を許します。

○7番（青柳友哉） 大地の会の青柳友哉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先日、本議会の初日で開かれました議員全員協議会にて、当局から令和6年度の当初予算の編成方針を説明いただきました。その資料の中には、昨年までの資料の中にはなかった1ページが追加されておりました。そのページに書かれていたのが「10年先を見据えた持続可能な行財政の構造改革」と見出しがつけられておりました。令和7年度からは合併特例債が使えなくなること、また、現在のペースで地域振興基金（基金造成債分）を使っていけば、残り9年で基金が枯渇してしまうことが数字を挙げて端的に説明されておりました。また、一番目立つように赤字で「聖域ナシの抜本的な事業見直しが必要！！」と記載がありました。私も、まさにそのとおりだと思います。この危機感

を共有しながら、現在当局が基本計画の策定を進めておられる屋内遊び場施設整備事業についてお伺いいたします。

この屋内遊び場施設ですが、私自身、5歳と2歳の子どもを持つ一人の親として、この構想を聞いた時から完成を楽しみにしております。また、未就学児や小学生を育てていらっしゃる市民の方々からも、直接、期待の声をたびたびお聞きしております。

この屋内遊び場施設がより良い施設となるようにと心から思っております。単に、より大きくて立派な施設となるようにという意味ではなく、市民の福祉により貢献し、かつ持続可能性の高い施設という意味で、より良い施設を造れるように、我々議員も知恵を絞り、当局と一緒に頑張っていきたい、その思いから今回質問させていただきます。

先ほど申しましたとおり、当市の財政は、これまで以上に余裕がなくなります。ですので、一層効果的で効率的な行政運営をしていかなければなりません。一つ一つの事業に投入する費用を少なくしていくという従来からある経費削減型の効率化だけではなく、一つの事業で地域の課題を幾つもまとめて解決するというやり方の、そういったやり方での効率化も必要になってくるでしょう。

今回の屋内遊び場施設でいえば、子育て世代や子どもたち自身が抱える課題の解決を図ることが目的であり、当然それらは基本構想の中にも記載されておりました。しかし、それら以外の地域課題、例えば以下の三つの課題についても丁寧に検討すべきと考えます。

一つ目、基幹公園である神岡中央公園の利活用によるにぎわい創出です。この屋内遊び場施設は、神岡中央公園の施設内に設置する計画になっていますので、見方を変えれば、公園の再整備事業ともなるわけです。

二つ目、隣接地にある嶽の湯との相乗効果です。嶽の湯では入浴や宿泊、飲食が可能ですので、例えば観光需要の創出などが考えられます。

あと三つ目、周辺地価下落の防止です。エリアとしての価値が向上すれば、おのずと地価、そして固定資産税収入に反映されます。

例えば、当局では宮城県白石市にある屋内遊び場施設に視察に行き、計画の参考にされていると伺っております。そちらは三つの施設、一つが子育て応援、多世代交流複合施設「こじゅうろうキッズランド」、それから、農産物等販売施設「おもしろいし市場」、そして地元食材活用レストラン「みのりKitchen」これらの三つの施設が同じ敷地内にあり、あわせてにぎわい交流拠点として整備されています。

ここでこじゅうろうキッズランドの話を出したのは、当市でも屋内遊び場以外のハード整備を行った方がいい、そういったことを短絡的に言いたいわけではありません。子育て支援や子ども支援だけにフォーカスして施設単独で考えるのではなく、もっと広い視点、すなわちまちづくりや地域経営、エリアの価値向上、そういった視点からの検討も、我々はもっと真剣にすべきではないのでしょうか。もちろん検討の際には費用対効果をシビアに見ることも忘れずにです。

また、施設の持続可能性を考えると、設置後の税負担ができるだけ小さくなるようにすべきです。そのため、施設が少しでも稼げるようにするか、もしくは施設自体が稼ぐのが難しければ、エリアで稼げるようにするか、どちらか、もしくは両方の方向を目指すべきと考えます。

後者の例でいえば、岩手県紫波町の「オガール」は、単独では稼ぐのが難しい図書館を安定的な集客装置と捉え、その人の流れを生かして隣接する商業施設が稼ぐ形となっています。隣接する商業施設からの税収が町に入るといった形になります。

稼ぐということについては、行政よりも民間の方が圧倒的に得意ですから、公民連携で民間の力を活用することも視野に入れるべきです。また、公民連携となり、民間事業者が金融機関から事業融資を受けるといった形になれば、金融機関による事業計画の審査も行われますので、より厳密に収支見通しがチェックされます。このチェックの効果も非常に大きいです。もうけ至上主義ではない、地域のことも考えるパブリックマインドを持った民間と組んで公民連携を進めていけると、地域の維持発展の助けになると思います。

長くなってしまいましたが、ここまでの内容を踏まえてお伺いします。

子ども支援、公園、観光、そして総合政策、例えばまちづくりや公民連携等の各分野から職員を集めたプロジェクトチームを作り、分野横断的にこの屋内遊び場施設の基本計画案のブラッシュアップを行うべきではないでしょうか。そして、子ども支援課以外の部局のメンバーも、単なる相談相手としてではなく、自分事として主体的に検討に参加すべきではないでしょうか。

また、屋内遊び場施設整備の基本構想では、基本設計以降をPFI方式とするか、従来方式とするかについては、基本計画案作成後に比較検討することになっています。PFI方式はPFI法に基づいて進める必要があります、手間もかかる上に、その手続きのためにコンサルタント等への委託が必要となり、その費用だけで数千万円に上る可能性も

あります。そのため、P F I方式に限らず、P P Pエージェント方式など、ほかの公民連携手法についても広く検討した方がよいかと思いますが、いかがでしょうか。

また、公園との一体性を考えるならば、P a r k - P F I方式を検討した方がよいと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、公民連携を検討するための人材や体制が当局に整っているとは言いにくい状況だと思いますので、人材育成を急ぎ進めた方がよいのではないのでしょうか。具体的には、全庁の各部署に対して公民連携の支援を広く担当する職員を養成し、また、本屋内遊び場施設整備事業で公民連携の手法をとるならば、この事業を最後まで担当する職員も、併せて公民連携についてもしっかりと研修等を行った方がよいと思います。今後、庁舎整備など大きな施設整備の検討も控えており、公民連携に詳しい人材が庁内に必要になると思いますので、今から積極的に人材育成を進めた方がよいのではないのでしょうか。

子どものための施設を造ったものの、その子どもたちが将来、その施設維持費に苦しむようになってしまったら本末転倒だと思います。大仙市では前例がない公民連携の形を模索することになるため、検討といっても大変だとは思いますが、ここが正念場だと思います。市当局のご所見をお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。今野副市長。

【今野副市長 登壇】

○副市長（今野功成） 青柳友哉議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、屋内遊び場施設の基本計画案をブラッシュアップするためのプロジェクトチームについてであります。本事業の進捗といたしましては、本年5月の議員全員協議会でお示しした基本構想を踏まえ、現在、業務委託により基本計画案を策定しております。

施設の設置場所は、先の基本構想において、芝生が整備された広いオープンスペースを有し、市内でも有数の大型複合遊具を備える「神岡中央公園内」としたところであります。これは、もともと子育て世帯の利用が多く、子どもが集まりやすい場所であることや芝生広場との一体的な利用など、子育てエリアとしての機能をさらに充実させることを主眼としたものであります。加えて、屋内遊び場施設に集客が図られることで、周辺に立地している温泉施設や飲食店、公民館などとの相乗効果も期待できることから、本地域を選定したところであります。

新たな施設の整備に当たり、周辺施設との連携を図る上で、庁内の関係部所との協同で事業を進めていくことが重要と捉えており、体制といたしましては、健康福祉部が企画部、観光文化スポーツ部、建設部などの関係部所と個別に協議を重ねた上で、最終的には「子育て支援制度等検討会議」で全庁的なコンセンサスを得る形としております。

今後、庁内で基本計画案の内容を検討するに当たっては、様々な分野の専門知識が必要ですので、さらに役割を明確化するために、子育て支援制度等検討会議の分科会を組織し、取り組んでまいります。

次に、公民連携手法全般の検討についてであります。現在、策定作業を進めている基本計画案の構成は、導入する機能や施設の規模、概算工事費など、施設の基本的な方向性を定めることとしているほか、整備手法の検討のため、PFI導入可能性調査も同時に行っております。

PFI導入可能性調査は、民間活力の導入手法について、様々な手法における法制度やメリット等を整理した上で、想定されるPFI手法を採用した場合による将来の維持管理費も含めた長期的な財政負担の比較を行うこととしております。

公民連携手法の一つとされるPark-PFI方式につきましては、公募によって選定された民間事業者が、カフェやレストランなどの収益施設を都市公園内に整備し、運営を行うことで、利用者の利便性の向上や利益の確保を図るものであると認識しております。

一方で、都市公園内に設置できる建築物の面積には上限があることから、屋内遊び場施設とは別の建築物を整備する場合は、一定の制約を受けることが想定されますが、民間活力の導入の検討に当たっては、様々な選択肢を排除せずに、今回の基本計画において、他のPFI手法と同様に比較検討することとしております。

また、PPPエージェント方式については、岩手県紫波町のオガール・プロジェクトで採用された手法で、行政が代理人を立てて民間事業者との交渉を委託し、専門的見地から事業の全体調整を行うものであると伺っておりますが、こちらも今回の基本計画で比較検討したいと考えております。

公民連携に精通した職員の養成につきましては、先の第3回定例会でご答弁をさせていただきましたとおり、実施する方向で様々な手法を調査・研究しているところであります。

【今野副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、7番。

○7番（青柳友哉） 前向きなご答弁、本当にありがとうございます。PPPエージェント方式とか、あと、Park-PFI等も調査をしていただくということで、非常に安心しております。どうもありがとうございます。

前回質問させていただいたとおり、人材育成については、今回ちょっと重ねてになってしまうので失礼かなとも思ったんですが、一応関連することなので質問させていただきました。こちらについても進めていただいているようなので非常に安心いたしております。

例えばなんですけど、嶽の湯でいくと大々年間10万とか11万人ぐらいの人が来られていますと。そこに対して今度できる屋内遊び場を大体4万人弱ぐらいの集客を年間見込んでいるという計画を今、基本構想で立ててらっしゃると思います。合わせると15万人ぐらいになるので、なかなか大きな集客だなと思ってますので、そこをうまく活用していただきたいなと思います。

ちょっとですね考えてほしいというか、頭の隅に置いておいてほしいんですけど、結構ちょっとそのメインのお客様というか来られる方が、ちょっと属性が違うと思うんですよね。屋内遊び場って子どもさんと保護者さんがほとんどメインで、嶽の湯だとやっぱり、例えば僕も何度も行きますけど、メインはやはり地域の高齢者の方々が非常に多くて、それにいろんな家族連れだったりバリエーションがあるといった形だと思います。なので、ただ単純に並べただけでは、相乗効果が出るかちょっと分からないので、少しそのあたりはどういうふうな形で利用促進を図ったりとか相乗効果を生んでいくか、要はどんな人来てほしいか、どんな人にここに集っていただくかというのをある程度想定した上で、どうしても機能で子育て施設とか温泉とかだけではなくて、そこに人が来られてどのように過ごすかとか、どういう方々が集まってくるのかというところから考えてエリアというのを少し考えていただければいいかなと思います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。今野副市長。

○副市長（今野功成） 青柳友哉議員の再質問にお答え申し上げます。

ただ今、議員からご指摘ありましたとおり、二つの施設、今度整備する屋内遊び場施設につきましては、子どもさんとそのご家族の方々というのが利用者になります。また、

温泉施設につきましては、今、議員からお話ありましたとおり地域の方々、特に高齢者の方が中心だという認識であります。

この施設をどのようにして二つを相乗効果を上げていくかということでございますけれども、まずはじめに訪れていただける方が増えるということは、地域の盛り上がりにつながりますので、その方々が例えば温泉施設を直接利用いただけるのであれば、これはこれでありがたいことではありますが、また逆に、その温泉を訪れた方が興味を持ってそちらの方を見ていただくこともあろうと思いますので、そういう訪問される方々の違いはあるかもしれませんが、全体として神岡中央公園全体の集客、相乗効果につなげてまいりたいと思いますので、その面に関しても基本計画案が上がってまいりましてから庁内で検討してまいりますし、また、議会にお示しさせていただきまして、議員の皆様からのご意見を頂戴して進めてまいりたいと思います。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、7番。

○7番（青柳友哉） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

最後になんですけど、実は先ほどお話に出した「こじゅうろうキッズランド」さんに先日伺いまして、施設入ったところ、子ども連れで普通の家族として入っていったんですけど、施設長さんがわーっと最初にまず出てこられて、いらっしゃいませみたいな感じで、非常に楽しげに僕たち、子どもも含めて話しかけてくれて、お話ちょっとしてたんですね。たまたまどこから来られたんですかって聞かれたんで、秋田県の大仙市から来ましたと言ったらですね、先日、市長さん来られましたよって言われて、もちろん市長が伺ったことは知っていたんですけど、僕は。それを向こうの施設長さんからパツと言われると思ってなくてですね、あっそうですか、ありがとうございますって、覚えていただいてありがとうございますって伝えたら、市長のフェイスブックも見てますよって、携帯出してフェイスブックまで出されて。何を言いたいかということですね、それぐらいおもてなしの精神とか、あと、ただやってればいいというのではなくて、やっぱり来てもらった人に楽しんでもらったり、来てもらった人がまた来たくなるような雰囲気づくりというのが、この一例だけじゃなくて中に入って、ほかのスタッフさんとお話というか声かけられたりとかしても感じました。なので、やっぱりハードを立派なものを造るということとあわせて、ソフト面をどう充実させていくかということも、なか

なか行政だけでソフト面をしっかりと考えていくって難しいとは思いますが、ソフト面もおざなりにしないということはきちんと忘れずにしていただければなというふうに思います。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 私の方から再々質問にお答え申し上げたいと思います。

ご指摘のとおり、私も見させていただきました。そして、そのほかにも何箇所か見ましたけれども、決して一番大きいとかね、一番お金をかけているとかって、そういうことではないんですけれども、やはり今ご指摘のあったような、名前ちょっとど忘れしましたけども施設長さんね、私もあの施設長のフェイスブック見てますけども、大変その何ていいますか、いろんなおもてなしはもちろんですけれども、いろんなソフトのイベントですね、を考えて、本当に喜ばれているという姿でありました。いろんなお祭りもね、やられているということで。施設も大事ですけども、やはりそうした取り組み、ソフトも大切だということは、あそこを見てですね痛感したところでした。ですから、うちの方もですね、それなりにハードはしっかり造りたいと思いますけども、やはりその中で運営に携わっていただく方々、お願いする方々、どういう人をお願いするかというのは大事な要素ではないかなというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（古谷武美） これにて7番青柳友哉議員の質問を終わります。

【7番 青柳友哉議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、16番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○16番（山谷喜元） 大地の会の山谷喜元です。よろしくお願ひいたします。

はじめに、ライドシェアを活用した地域公共交通の充実についてを伺います。

皆さんご承知のとおり、観光地でなくても既にタクシーなど交通手段が不足し、地域によっては日常生活にも支障が出ている状況です。タクシー運転手やバス運転手も不足して公共交通が先細りしていく中で、運転免許証を返納した高齢者の皆さんの足の確保が課題となっているのはご承知のとおりであります。

そのような中であって、最近、一般ドライバーが自家用車を使い乗客を有償で運ぶ「ライドシェア」の導入に向けた議論が活発になってまいりました。新聞報道によりますと、菅前首相は、仙台市での観光事業のシンポジウムで講演し、ライドシェアの議論推進を改めて訴え、結論を先送りするべきではない、早急な対応が必要だと述べた。とあります。政府は、ライドシェアの導入に向けた議論に入ったようでもありますし、また、岸田首相が先の所信表明演説で課題に取り組むと述べ、デジタル行財政改革会議での議論しているという報道もありました。規制改革の一環で議論が本格化していると思っております。

課題として言われているのは、車両整備や事故発生時の補償など安全面の心配についてのものであります。日本では一般ドライバーが乗客を有償で運ぶことは「白タク行為」として原則禁止されています。そんな中でも、国内では既に過疎地に限定して類似した制度が導入されている例もあります。国の議論の方向がどのようになるかはまだ不透明ではありますが、大仙市の地域公共交通の状況を考えると、既存の公共交通機関を組み合わせただけでは難しくなっていると思います。規制改革が始まろうとしている今、新たな対応が必要になってくると思います。日中もタクシーを呼ぶのが難しいし、夜になるとタクシーがないという地域では、切実な問題になっております。政府の方針が見えた段階で直ちに対応できるように市の体制の強化を望みますが、当局の考えを伺います。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 山谷喜元議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、ライドシェアを活用した地域公共交通の充実についてであります。様々なモノやサービスをシェアする時代へと向かう中、観光地における人手不足を背景に、同じ目的地に向かう自家用車の所有者と乗客をつなぎ、有償で運送する「ライドシェア」が注目を集めており、国において急速に議論が進められているものと承知しております。

ライドシェアは、決められたルートを運行する交通機関と比べ、柔軟な移動が可能となるほか、乗り合いにより移動コストが節約できるなどのメリットから、海外では安価な交通手段として広く浸透しておりますが、我が国においては、一部の特例を除き、自家用車に有償でお客を乗せることは法令で禁止されているため、国家戦略特区制度の下、一部地域においてのみ実施されているのが現状であります。

人口減少が進行し、公共交通の維持が困難となっている地域にとっては、移動手手段の確保や住民の利便性向上につながることを期待されるほか、交通量の抑制や環境の保全にも貢献する有効な手段となる可能性があるものと捉えておりますが、その一方で、事故やトラブルが発生した際の責任の所在や保険対応に係る安全性、運転手の適性、健康管理に係る信頼性、車両の適正な点検整備などの面から様々な課題が指摘されているところであります。

本市の公共交通体系は、地域の交通事業者や地域協議会の代表者で構成する「地域公共交通活性化再生協議会」において、利用者や地域住民の意見を伺いながら策定した「地域公共交通計画マスタープラン」の下、バスやタクシー事業者との連携により、地域全体の交通インフラを支えております。

現時点で、ライドシェアの導入を積極的に検討する段階にはありませんが、運転手不足を解消し、高齢化社会における移動手手段を確保するとともに、移動環境のさらなる充実を図るためには、既存交通システムとの調和や連携を図りながら、こうした仕組みの活用も視野に入れる必要があるものと考えております。

このようなことから、ライドシェアの活用につきましては、国の議論を注視しつつ、次期地域公共交通計画の策定に当たり、GXやDXの観点も取り入れながら、より利便性が高く、持続可能な交通ネットワークの構築に向け、再生協議会におきまして十分に議論を重ねてまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16番。

○16番（山谷喜元） ご答弁ありがとうございます。非常に前向きなご答弁をいただきまして本当にありがとうございます。おっしゃるようになりますね、大仙市ではマスタープラン作っております。それは7年度までの計画だと承知しておりますけれども、もう6年度、7年度、そろそろ見直しの時期がきているとも思います。今はIT技術も進んでいますし、そのことも市長おっしゃいましたけれども、AI技術も進んでおります。そんな中でいろんな可能性が出てきていると思います。まずはアンテナを高くして、進取の気概っていいですか、そういうことでしっかりと支えていくような方向で考えていっていただきたいと思っております。まず、地域公共交通は、支援を必要としている

皆さんにとっても非常に重要なインフラですので、できればですね、市として人員をしっかりと増員というか配置をしていただいて、しっかりと取り組んでいただきたいということをご要望いたしまして1点目の質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（古谷武美） はい、老松市長。

○市長（老松博行） 山谷喜元議員の再質問にお答え申し上げたいと思いますが、ご指摘のとおり、何年か前に、三、四年前ですかね、地域公共交通システムのフルモデルチェンジまではいかないですけども見直しをさせていただきました。あれも二、三年かけてですねやりましたけども、なかなかやはりいろんな制約がありまして、市民の皆さんのそうした要望に完璧に応えることはできないで、財政的な問題もありますけどもね、おります。そうしたところで今ご指摘のありましたように、7年度までの計画ですから、今からね、もうそろそろ準備に、見直しをするに当たってどういった点が必要なのかということは検討していただきたいなというふうに思っておりますし、ましてやこのライドシェアの関係で、もしかするとですね、これが国でしっかりとした制度を作っただいて、大仙市内でもこの制度を運用できるといった場合には、もしかすると今の大仙市でやっているこの地域公共交通システム、かなりですね利便性アップにつながるのではないかな、サービスの向上につながるのではないかなというふうな期待を持っているところであります。そうした気持ちを込めてですね、この後、準備してまいりたいというふうに思います。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16番。

○16番（山谷喜元） ありません。ありがとうございます。

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○16番（山谷喜元） 次に、文化財の保存・活用の一層の推進について伺います。

第3回定例会の全員協議会において説明がありました「大仙市文化財保存活用地域計画」についてですが、計画の策定の背景や目的として、市の文化財を誇るべき地域資源と位置付け、地域活性化へとつなげる新たな地方創生策が必要とされているとしております。この計画は、国の認定が必要となると思いますが、現在、国との協議の状況について、どのようになっているかを伺いたいと思います。

私は、この計画にあるとおり、文化財を保存・継承する担い手が減少する中で、多く

の市民の皆さんや各種団体、もちろん行政もですが、気持ちを一つにして取り組んでいくことが大事だと考えます。メリットとして、国庫補助事業の活用や申請事業の優先採択が挙げられていますので、この計画には大いに期待しているところです。

文化財を取り巻く課題が多くある中で、その保存活用の方策として、文化財を知る、守る、活かす、支えるのキーワード四つで、この方針を設定していると思います。「知る」は把握ということで、総合的な調査をしながら文化財の掘り起こしという位置付けになっております。「守る」は保存、国指定等の文化財の保存及び環境整備、防災・防犯対策などであります。「活かす」は活用、展示内容の充実や、学校や公民館等との連携、体験学習、情報発信などになります。「支える」は組織体制で、民間団体との相互交流、庁内部局の連携、担う職員の配置や育成となっております。

このような項目を踏まえた上で、文化財を観光やまちづくりに生かすために重点的に取り組む事項の検討が必要になってきます。そのためには、その体制づくりが重要であると思います。計画では、組織体制の課題に対する方針4-2となっておりますが、民間団体との相互交流及び支援の項目を設けて、その中で文化財保護協会等それぞれの団体の活動発展につながるよう、各団体等との相互交流の場を設置するとしております。計画の着実な推進のため、組織体制の整備を急ぐべきだと思いますが、当局の考えを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 質問の、文化財の保存・活用の一層の推進についてお答えを申し上げます。

本市における文化財の保存・活用につきましては、議員ご指摘のとおり、先般の議員全員協議会におきましてご説明申し上げました「大仙市文化財保存活用地域計画」を新たに策定し、所要の取り組みを明確にした上で、総合的かつ重層的に推進していくこととしております。

同計画は、文化財の保存・活用に関するビジョンや方向性を定める「マスタープラン」としての役割と、文化財をまちづくりや地域活性化につなげる「アクションプラン」としての役割をあわせ持つものであります。「花火産業構想」「農業と食に関する活性化基本構想」に続く、本市地方創生の「第3の矢」の中核を成す計画として位置付けるものでございます。

同計画につきましては、現在、国の認定に向けて文化庁との調整・協議を進めております。これまでオンライン会議による計画内容の詳細説明や指摘事項に対する修正・整理、また、文化庁職員の来訪による現地確認などを行っております。

計画の認定時期につきましては、今後の協議次第ではありますが、今年度、あるいは来年度前半の認定を見込んでいるところでございます。

同計画の着実な推進のための組織体制の整備につきましても、私どもも文化財を誇るべき地域資源として観光やまちづくりに生かしていくために、その体制づくりが重要と認識しております。議員と意を同じくするものでございます。

こうした体制づくりにつきましては、文化財の保存継承にご尽力されている方々からもご提案をいただいております、自らが主体的に文化財の活用に取り組もうという気運の高まりを感じているところでございます。

市といたしましては、こうした気運の高まりや体制づくりの必要性などに鑑みまして、来年度におきまして文化財関係者の皆様などから参画をいただく新たな会議体の設置を予定しております。その中で同計画の方針に基づいた具体的かつ効果的な取り組みについて検討してまいりたいと考えているところであります。

今後、この会議体から生まれた取り組みをはじめ、同計画の基本方針であります「知る」「守る」「活かす」「支える」に基づく施策・事業を実行に移し、貴重な文化財の次世代への継承と地域の伝統文化の特徴を生かしたまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16番。

○16番（山谷喜元） ご答弁ありがとうございます。

今、文化庁と協議しているということのようです。この計画は、全国各地から、もう各市からもですね、ものすごい量が上がっているというふうに伺っています。文化庁の方でも、協議が回数が足りなかったり間に合わなかったりということで、いろいろ大変な状況だというふうに聞いております。万が一ですよ、万が一、その年度中に、副市長もおっしゃっていましたがけれども、年度中に整わないにしても、来年度の前半には整う

というお話でした。まず、来年度早々にその組織体を立ち上げていただいて、もうどんどん進めていただきたいと私は思っておりまして、その組織体というのは民間の方々、そして実際にその文化財を守ってらっしゃるの方々が多いわけですから、具体的な提案もたくさんしていただけると思うんですね。ですから、その協議体を作ってどんどん進めていただきたい。

それにしても新年度予算がありますのでね、国との協議が整っていないし、認定されていない計画なので新年度予算はつかないというようなことがないように、何とかその辺はうまくですね、そういう制度的につかないとかってあるかもしれませんが、その辺も何とか前向きに進めていただきますようお願いをいたしまして質問を終わりたいと思います。答弁はいりませんので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（古谷武美） これにて16番山谷喜元議員の質問を終わります。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、12番小笠原昌作議員。

（「はい、議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、12番。

【12番 小笠原昌作議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○12番（小笠原昌作） 新政会の小笠原昌作です。早速、通告に従いまして一般質問いたします。よろしくお願いいたします。

今年は県内の多くの農家にとって大変厳しい農業の1年だったと思います。7月の大雨、8月の記録的な猛暑により、米や野菜の収穫は減り、品質を向上して収益を高めようとしても米の等級低下は著しく、多くの農家は肥料や燃料代を支払うに当たり、収入減は大きな打撃となっています。まさに災害級でありました。

米の等級低下による収入減を補填する収入保険などへの対策として、加入面積は全体の3割程度にとどまり、農業共済においても全額補償は無理であり、いずれも水稻の農作物の共済・品質方式ですが、加入率が低い状態であると聞いています。

そこで老松市長は先の市政報告で、いまだかつてない厳しい等級の割合を勘案し、県や融資機関と協調し、農業経営の再建に必要な資金を利用するとともに、市独自の支援策を検討することを明らかにいたしました。農家にとっては大変期待は大きいと思いま

す。何とぞよろしく願ひいたします。

そうした中で社会問題となっているのは、ますます地球温暖化が進み、ウクライナ危機に加えて物価の高騰、不安な国際情勢の続く毎日、農業就業者減に直結してきているのが大変心配であります。

そこで本題に入りますが、昨今の農業就業人口は、全体的な人口減少の中、高齢者や後継者不足を背景に減り続けています。県では2020年までの新規就農者数は10年連続200人を超えていました。これは県が拠点整備をはじめとした県内全域に展開した対策で、青年就農給付金も追い風となり、自営での就農を希望する50歳未満を対象に、就農準備資金や経営資金を支給する制度です。

本市においては、現在までどのくらいこの制度を利用して活動の評価についてどうなっているのかお聞かせ願ひいたします。

当時の就農形態では、農業法人の従業員である雇用就農者、農家に育った人や他産業から就農した人、園芸メガ団地など大規模園芸拠点への新規就農者、定年後の第二の仕事として農業に携わった人などでわずかながら増加していました。しかし、現在では農業県をひょうぼう標榜してきた本県の担い手が高齢化し、労働力不足は深刻となっておりますが、大部分を占める親元への就農者は減少しています。特に全国的に目立つのが、60から64歳の層で、10年前から66パーセントも減少しています。現代では、60代から70代の農業者は働き盛りです。しかし、13年の法改正で雇用確保を65歳まで定年延長し、公務員や企業に義務付けられ、定年帰農の流れが弱まった影響が本格化しているとの指摘があります。

お隣の青森県では、農家以外出身でも新規就農者の定着に向け、支援体制を強化し、昨年からはじめた「非農家出身者再チャレンジ支援事業」を補助事業など通じ支援しています。また、農家以外の相談相手となる農家以外出身の先輩農家によるメンター制度なども実施しています。

全国的に少子高齢化で新規就農者数が、かつてない勢いで急減している中で、ウクライナ危機や円安による農業資材高騰が加わり、担い手のハードルはますます高くなっています。

国では食料、農業、農村基本法の見直しに触れ、新規就農者の育成が大きな課題となっているとしながら、中学生や高校生に、できるだけ農業ファンを持っていただき、その中から就農者を育てていきたいとしています。一方で、農業機械の導入などを支援

する補助事業を考え、新規就農者が希望をもって就農できるようやっていきたいとも強調しています。

今や食料安保の確立には人と農地が欠かせません。中山間地では担い手が不足し、各地で荒廃農地の解消が課題となっています。どこに行っても話題になるのが人手不足です。私は農業に携わる若い働き手には、待遇を改善することが最優先課題だと思います。

基幹産業を農業としている本市にとって、若者が希望を持てる社会を実現するためには、これまで以上に現場の声を反映し、一步も二歩も踏み込んだ新たな施策がほしいものです。

最後に、一刻も早く食と農を守るためにも、多様な担い手の確保と育成の環境を早急に整える必要が大切です。特に本市ならではの伝統や文化を守るためにも、田園都市の価値を発信し、きめ細かい支援で多様な担い手を受け入れるよう、前向きに取り組んでほしいものですが、いかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小笠原昌作議員の一つ目の発言通告であります「減り続ける就農者における取り組み」に関する質問につきましては、農林部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 渡邊農林部長。

○農林部長（渡邊重美） 小笠原昌作議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、農業従事者減少下でも持続可能な農業の推進についてであります。まず、青年就農給付金制度の本市における利用状況につきましては、平成24年度の制度開始以来、準備型61人、経営開始型111人が受給しております。このうち令和5年度、本年度中の受給中の方は、準備型が5人、経営開始型が18人となっております。

多様な担い手の確保と育成環境の早急な整備につきましては、市では東部・西部両研修施設で複合経営に取り組むための栽培技術指導や就農に関する研修を行っております。また、県では、アグリフロンティア育成研修により、将来の担い手の確保・育成に努めております。

なお、現在、市では多様な担い手の確保の観点から、かねてから相談等がございました研修対象年齢の引き上げについても検討してございます。

また、担い手の営農環境整備におきましては、効率的な農業を可能とする県営ほ場整

備事業や市単独の小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業等の推進、また、クボタグループとの連携協定による営農の省人化・省力化を可能とするスマート農業の取り組みも始めております。

今後も市といたしましては、地域資源を最大限に活用し大仙市全体が活気づく裾野の広い産業構想として策定した「農業と食に関する活性化基本構想」及び「第4次農業振興計画」に基づきまして、担い手の確保・育成や営農環境の整備を図りながら、本市農業の持続的発展を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、12番。

○12番（小笠原昌作） ご答弁ありがとうございました。

いずれにしても、この農業就農者が全体的に減ってきているのが事実でございます。その中で、私いつも思うんですけども、農業の組織団体である、要である農協、それから農業団体、これらとのこの就農、担い手不足について、どのような取り組みをしているのか聞きたいわけですけども、いろんな形で文化とか地域の活性化に対しても非常に大きな役割を果たしている農業でございますので、これらについて団体との話し合い、こういうものについてちょっと聞きたいと思います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。渡邊農林部長。

○農林部長（渡邊重美） 小笠原昌作議員の再質問にお答え申し上げます。

持続可能な本市農業の実現に向けた連携と、特に担い手の確保・育成という観点だったと思いますけれども、これまでJAをはじめ関係団体とは担い手の育成におきまして新規就農者のサポートチームを編成いたしまして、それぞれの担当分野から巡回指導を行いながらアドバイス等を行っております。

また、ほ場整備事業、やはり人口減少下においても効率的な営農が必要、そして、より省人化と、残念ながらそちらを目指していく必要があるという中で、ほ場整備事業では各土地改良区、あるいは農業委員会と農地の集積、あるいは農業経営の法人化という観点で連携しながら地域農業の持続的発展に取り組んできたところでございます。

また、議員もお分かりのとおり、現在、人と農地の問題解決に向けた人・農地プラン、こちらが法定化されまして、地域農業の将来の在り方を示す地域計画の策定に現在着手

してございます。地域農業における人と農地というのは、まさに関係機関、団体にとりまして、共通の重要な資産でございます。10年後も持続可能な強い農業の実現に向けまして、県、農業委員会、JA、土地改良区等と、より連携を深めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 12番。

○12番（小笠原昌作） どうもありがとうございました。どうかこの基幹産業、農業である本市にとって、前向きに、前向きに進んでいただければ大変ありがたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（古谷武美） 答弁はいらないですか。

○12番（小笠原昌作） ありません。

○議長（古谷武美） 一般質問の途中であります。この際、暫時休憩いたします。再開は2時10分に行いますので、よろしくお願いいたします。

午後 1時57分 休 憩

.....
午後 2時07分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番の項目について質問を許します。

○12番（小笠原昌作） 次に、除排雪体制の充実について質問いたします。

冬本番となりましたが、冬期間の円滑な道路交通の確保のため、除雪に日夜取り組んでいる担当者の皆さん方に感謝を申し上げます。

本市では、安全な道路空間の確保のために、大仙市道路除雪基本計画の中で重点施策として三つの柱の下に取り組んでいます。一つは、持続可能な除雪体制の構築。二つ目は、効率的・効果的な除雪の実施。三つ目は、市民と協働した除雪体制の構築となっています。大仙市はこれだけ広い範囲で除雪機械の管理、安定的な確保のため苦慮していると思いますが、老朽化が進行し故障など機械もあると思います。実態を教えてください。そして、それらの対応についてもお願いいたします。

また、少子高齢化や建設業の人手不足で除雪オペレーターの確保に苦慮していると耳

にしますが本市の場合はいかがでしょう。

中でも雪が多くなると、計画外の除雪出動も何かと多いと思いますが、オペレーターの常日頃の健康管理は大切です。この健康管理はどのように配慮していますか。健康診断なんかもちょうとやっていますかということを知りたいと思います。

地域協働雪対策事業は、地域住民の自主的対策を支援する内容として平成29年度より本格実施した自治会などへ補助金を交付し活動を支援していますが、特に本市では、高齢者など一人暮らしの間口通路除雪や雪下ろしは地域の一体感が生まれ、住民同士で助け合いによる活動が行われています。除雪ボランティアや市内の中・高生などによる除雪は、地域のコミュニティが図られ、大変好評です。最近、除雪に対する地域からの要望が多いわけですが、その一端を述べますと、道路除雪作業は市内同一基準で夜間一斉除雪を行っていますが、救急車など出入りする医療機関や介護福祉施設などの道路は、人命に関わることでありますので、ぜひ重視してほしいと思います。

通勤・通学道路など市民生活に密着した、いわゆる重要路線を優先的に考えてほしい。

山間部では、玄関から市道や県道まで遠い住宅が多くあり、一人暮らしの高齢者から悲鳴が上がっているのをよく耳にします。これには、民生委員の関係も必要ですが、超高齢化社会でますますこれから大変になってくると思います。特に最近は、空き家の除雪や雪下ろしが問題になっています。大変難しい課題ですが、これらにどう対応していくかお尋ねいたします。

一方、昨年、市内では残念ながら除雪作業車による交通事故が発生いたしました。昨年県内で発生した除雪車による交通事故は74件。そのうち大仙警察署による発生したのは5件だそうです。除雪作業中の運転手は、エンジンの音など外部の音声が十分聞き取れなかったり、視界があまり良いとは言えないので、事故のないよう住民への協力を呼び掛ける必要があると思います。特に除雪作業は、冬季の特殊な状況の下で行われる大変な仕事ですので、安全管理が大切です。今後いろんな面で、山積する雪との関わり合いがあろうかと思いますが、安全に事故のないよう除排雪の体制の充実に市民満足度向上を図り、市としても万全に心がけてほしいものですが、いかがでしょう。

以上です。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小笠原昌作議員の二つ目の発言通告であります「除排雪体制の充実」に関する質問につきましては、建設部長に答弁させますので、よろしく願いいた

します。

○議長（古谷武美） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 質問の、除排雪体制の充実についてお答え申し上げます。

はじめに、除雪機械の管理、安定的な確保につきましては、令和5年度現在、除雪業務を委託している各地域共同企業体と市が稼働させている除雪機械は計303台であり、そのうち市の保有が112台となっております。大仙市道路除雪基本計画においては、稼働15年を経過した除雪機械を更新対象としており、市の稼働機械の59パーセントに当たる66台が更新対象となり、毎年度国の交付金事業を活用し、地域からの要望や故障しがちな機械を優先して年平均5台、令和12年度時点での更新率60パーセント台を目標に更新しております。なお、除雪シーズンが始まる前には、稼働する全ての除雪機械の整備・点検も実施しております。

次に、除雪オペレーターの確保につきましては、本市においても苦慮しているところであり、直営の職員については、ハローワークを通じての求人募集で対応しております。また、各地域共同企業体においては、冬場の仕事を求める建設業や農業法人に勤務されている方を雇用するなど、それぞれに人員を確保いただき除雪作業が始まっております。

オペレーターの健康管理につきましては、直営の職員については、健康診断を実施するなどしております。また、共同企業体においては、除雪シーズン前に健康診断書の提出を求めるなど、オペレーターの健康状態の把握に努めていると伺っております。

次に、空き家の除雪や雪下ろしの対応につきましては、空き家の所有者等を把握している場合は、空き家の適正管理を依頼し所有者等から除雪や雪下ろしを行っていただいております。また、所有者が不明等の場合は、倒壊の恐れや落雪等による通行人への危険性があり、緊急的な対応を要すると判断した時は、12月1日から雇用している空き家除排雪調査員・作業員によって緊急的な雪下ろし等を実施しております。

市では、11月1日から市内全ての地域で市道の除排雪作業を行う共同企業体、一部直営による出動体制を整えており、作業に当たっては何よりも事故防止を第一に考え、安全管理に万全を期すよう各企業体に通知しているほか、市民の皆様へも市広報などを通じて、除雪車には絶対近づかないこと、また、流雪溝の安全利用などの周知を図っております。

先月11月14日には大仙警察署主催で、早朝配達業者を対象に交通安全講習会を実施しております。

本格的な降雪期を迎えますが、除排雪作業を無事故で終えることができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、12番。

○12番（小笠原昌作） どうもありがとうございました。三日、四日前ですけれども、ある地域から電話がありまして、県道や国道から、いわゆる市道の方に入っていくわけですけれども、非常にその格差がありすぎて、市道の除雪が下手だという言葉いただきましたけれども、どうか今後、そういうことのないように、市道の方も県に負けないようにひとつお願いしたいもんだなと思っております。

以上です。

○議長（古谷武美） 答弁は。

○12番（小笠原昌作） どうか答弁をお願いします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 小笠原議員の再質問にお答え申し上げます。

国・県道と市道の除雪につきましては、それぞれで出動基準に違いがあるほか、国・県道は市道と比べても道幅も広く、住家が連続した路線も比較的少ないなど、作業条件が異なるところでございます。

また、市内各地域で路線状況や雪の降り方などが異なることから、必ずしも同様の仕上がりにならないのが実状でございます。

市といたしましては、どの路線においても、きめ細かい丁寧な除雪作業を心がけることはもちろんですけれども、道路パトロールによる危険箇所や路面状況を把握し、各関係機関と連携を密にして改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、12番。

○12番（小笠原昌作） いずれにしても、この4カ月間ですか、除雪の仕事は大変重労働な作業でございます。どうか健康管理に十分気をつけまして、特に睡眠不足など、そ

ういうものを徹底していただきまして、何とか安全・安心の除雪対策をしていただければありがたいと思います。本当にありがとうございます。質問を終わります。

○議長（古谷武美） これにて12番小笠原昌作議員の質問を終わります。

【12番 小笠原昌作議員 降壇】

○議長（古谷武美） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

ご苦勞様でした。

午後 2時19分 散 会

